

国民政府の貨幣統合と川南の経済

岡崎清宜

名古屋大学東洋史研究報告 四十六号 二〇二二年三月発行

はじめに

貨幣史の近代は国家と信用制度のせめぎあいの過程とわいていい。国民国家は国民経済と財政を運営するためにも貨幣の制度的統合をこころざす。いわゆる貨幣高権の標榜と一國一通貨の実現である。だが元来、信用制度は国家が構築するものではない。人々の経済活動によって自然に発生し多様で地域性がある。小切手や手形、預金通貨は国家と無縁に現れた。タバコのような代用貨幣の出現も稀ではない。だからこそ南京国民政府（以下、国民政府）の通貨改革、いわゆる廢兩改元と幣制改革は画期的意義をもった。国民政府は近代の通貨システムの整備に力をいれる。一九三三年四月、錢莊な

どが築いた秤量貨幣である「兩」を廢止して実際に流通する計數貨幣の元（コイン）建に移行させた。いわゆる廢兩改元である。また、三五年一月には幣制改革をおこない、銀貨を回収して法幣（法定貨幣）で経済運営をはじめた¹⁾。国民政府期の中国は管理通貨制度になったのである。

しかし、近代中国における貨幣変容をこうしたせめぎあいの視角から把握した研究はほとんどない²⁾。国民政府期の中国では、通貨改革がおこなわれただけではなく、世界恐慌によつて、錢莊・銀号や典当の破綻が続出し、信用恐慌が頻発した。国民政府の通貨改革と信用制度の動揺はパラレルに進んだ。そのため信用制度の動揺によつて通貨改革もたらされた³⁾と因果関係に還元されて理解された。人々の経済活動に立脚する信用制度と国家のせめぎあいは閑却されてきたので

ある。そもそも銀行貸出は債務の設定、すなわち預金創造を通しておこなわれる。それが小切手・手形・荘票・銀行券などに転化して流出し、市中決済に使われ信用制度がうながされていく。貨幣の変更はたやすくはない。国民政府の貨幣統合は、信用制度とのせめぎあいの中でどのように生みおとされたのか。国民政府の貨幣統合を信用制度とのせめぎあいを捨象して制度の近代化に縮減してしまえば、こうした近代中国のもつダイナミズムをとりこぼしかねまい。^③

国民政府の貨幣統合は自然発生的な信用制度や貨幣流通をどう変容させたのか。本稿は四川省南部（以下、川南）をとりあげていきたい。日中戦争時、四川は「大後方」と呼ばれ、果たした役割は図りしれない。劉湘政権の「中央化」や四川の貨幣改革は周開慶やカップ、今井駿、林幸司の各氏の研究がある。だが考察は制度の概略にとどまり、貨幣や財政・金融は重慶しか扱われず、近年の研究も重慶しかない。^④だが川南は重慶のある川東や成都の川西とは異なる社会であった。また、辺縁にあるにも関わらず、塩業地帯のため巨額の塩税収入をもつ。中央財政と直結し抗日戦を支えた川南の分析は、①国民政府の財政金融政策のみならず、②資本主義の周辺の問題をあぶりだし、③農村根拠地から全国を制覇

する中国共産党の台頭の意味を理解する上でも欠かせまい。川南の貨幣統合を国家と信用のせめぎあいから分析することを通して、国民政府の到達点を吟味していきたい。

第一章 川南経済と劃帳洋

国民政府期の四川省は、総面積百二十一万平方キロ、人口五千万を数えた。古来、四川盆地は、険しい地形に囲まれていたものの、苧麻、茶、タバコ、サトウキビ、アブラギリなどが栽培されただけでなく、石炭、鉄、石油といった鉱産資源にも恵まれていた。土地の肥沃さ、物産の豊かさから「天府の国」と讃えられた。なかでも嘉定府や叙州府、資州・眉州・雅州などのある川南は、地下の鹹水を採用して作る井塩の産地であった。川塩は、貴州や雲南、湖北にも運ばれ消費された。川南は、辛亥革命以降、税源ゆたかなこともあって、北洋軍閥と雲南軍閥の争奪の舞台となったのである。^⑤

表1を確認したい。川南の流通銀貨は一角・二角・五角の補助貨幣であることに気づく。国民政府の貨幣統合の前段階とされた袁世凱銀元や、国民政府期の正貨である孫文銀元はあまり見られない。成都造幣廠鑄造の四川銀元が過半を占め

表1 川南の通貨構造

	袁1元 の銅銭	銀 貨							銅 貨					紙 幣		
		孫	袁	川	雜	5角	2角	1角	200	100	50	20	10	中国	糧/地	他
資陽	27000	2	2	70	11	15			90		1	4	4	20	50	30
内江	19200	2	3	12	3	30			60	40				100		
眉山	26000	4	6	35	4	26	33	1	61	15	12	4	8	32	20/20	28
仁寿	26000	10	15	50	16	4	5		82		8		2	8		
洪雅	18600	10	10	60	7	3	10		90	6	10	2	2	10	50	40
自貢	20760		5	15	5	20	40	10	80	20				20	40	40
富順	21600	2	2	9	5	41	40	1	70	30				20	30	50
興文	12600		2	25	8	5	60		75	25						
馬辺	19000		10	70	20				80		12	8				
南溪	13400	2	2	3	1		90	2	84	11	1	2	2			
慶符	15000		10	20	12	18	40		96	1	1	1	1	50	15/10	25
筠連	12500	1	5	10	4	10	60	5	70	27	3			100		
叙永	10800	0.1	0.2	0.6	0.5		96.5	2.1	15	75	10					
古蔺	10000	1	16	5	2	0.5	75	0.5	2	95	3					
江安	12600		10	20	5	60			60	35	5			100		
古宋	12000	1	2	3	2	4	80	3		98	2					
漢源	28000		8	26	20	46			96.5		0.2	0.8	2.5			

出典 「全川各県幣制一覽」「重慶商務日報」1934年5月5、9-15、17、6月25-28、30、7月5日

[注1] 表の数字は、銀貨、銅貨、紙幣のそれぞれの全体に占める貨幣の比率

[注2] 孫は孫文銀元、袁は袁世凱銀元、川は四川銀元、雜は主に清末に作られた龍洋

[注3] 「糧/地」は糧稅契券と地方券。地方券がある場合後ろに記載

[注4] 仁寿の100文50文は一括記載で内訳不明。

[注5] 洪雅の銅貨は合計すると100%超になるが、そのままにした。古宋の銀貨・資陽の銅貨の残りは大錠と制銭。江安は1角と錠銀の数字が不明で100%にならない。自貢も100にならないが不明

る所も資陽・洪雅・仁寿など成都に近い所に限られる。補助銀貨は雲南や広東・湖北・四川などで鑄造された。ほぼ九割の銀純分が必要な銀元とはちがいが、補助銀貨の銀含有率は七割でよい。そのため清末以降、シニョリッジ（通貨発行益）を求め、正貨ストックや需給と関係なく、各地で補助銀貨が大量鑄造された。こうなれば補助銀貨の一〇角は銀元の一円になりようがない。銀元と銀角の結びつきは崩れ相場が立つ。川南に隣接する榮昌では銀角が六割弱を占めたが、税金支払には銀角一二角を銀一元に換算し納入させたという。雲南半元を基準貨幣とする射洪では半元一角を一元にした。こうなれば商取引での決済は銀角で済まない、銀元を郵便・電信・税金支払にあてても不思議ではない。川南では、銀貨と銅貨の間どころか、地域間決済通貨であるはずの銀貨同士でさえ貨幣の使いわけがおこなわれたのである。⁽²⁾

当然、銀行券の使用に広がりはなく、ほぼ半数ほどの県しか流通していない。糧稅契券は重慶の第二軍の財政をあずかる総金庫が田賦支払用と称して発行したものである。だが糧稅契券も、後に設立された四川地方銀行の地方銀行券（以下、地方券）も、中国銀行券を超える受領性を実現できていない。ほぼ製塩業（自貢・富順）や糖業（内江）、長江沿岸

にかぎられた。また、銀貨に対する銀行券のシェアも低い。銀行券の占める割合は、嘉定府の洪雅では銀貨の一〇%、仁寿では二一%であった。自貢でさえ銀貨の二五%ほどとされ、雲南の隣の筠連県では二%ほどしかなかったという。⁽⁸⁾

各県ごとにバラバラにみえる銅貨も確認したい。川南では銀一元が一〇〇〇〇〜二八〇〇〇と乖離している。銀一元あたりの銅元は、一九三〇年代の半ば、上海では一般的な銅元〔当十〕と呼称 一〇文に当たる⁽⁹⁾で三〇〇枚(三〇〇〇文)強、天津や漢口では当二十(銅元)で二五〇枚(三〇〇枚(五〜六〇〇〇)であった。辛亥革命後の四川では、当十の三〜四枚ほどの重さの当二百や当百、当五十などの高額面銅貨をシニョリッジ目当てに大量鑄造していた。ただ相場のバラツキは基準貨幣の差による見せかけではない。これほどの差でも裁定機会をねらう銅貨移動はあまりおきていない。表1を再確認したい。高値の所は当百、安値は当二百が中心である。こうした当百・当二百も、実は新・旧で差があったという。一九二〇年代に鑄造されたものは当百・当二百とも低品質で軽い。銀銭比価が二六〇〇〇以上と安い資陽や漢源、眉山や仁寿は新「当二百」建である。だが瀘州の一带、叙永・古蘭・古宋・興文は旧「当百」建であった。⁽¹⁰⁾ 残

りはほぼ旧「当二百」建である。つまり川南では銀一元あたり一〇〇枚〜一四〇枚の銅元に交換された。これでは銅貨の現送は限定的だし細かい取引に不便である。五〇や二五などの零細額面紙幣を発行した商会や商人が出現し(叙永、古蘭、古宋)、竹片を使う所もあつても不思議ではない。こうなれば基準貨幣以外の銅元が名目どおりに流通するはずがあるまい。当二十や当十は一〇〇や五〇に、当五十は七〇(江安)や一〇〇(慶符・漢源)、二〇〇(眉山)へ増額されたりした。むしろ旧「当百」建の所では、当二百は一〇〇に、新「当百」は五〇へと減価されたりしている。人々の暗黙の合意(ソフト・ロー)で評価替えされない場合、制銭や銅元は名目価値が実質価値を下回ってしまう。退蔵か溶解されるほかない。旧「当百」、当五十、当二十、当十は、自貢や富順では新「当百」の登場で一掃されている。⁽¹¹⁾

ここでふれておくべきことは塩業の中心地、自貢などの「割帳洋」という割條(手形)をもちいた信用制度である。⁽¹²⁾ 自貢には、一九三〇年代、八〇〜一二〇万元ほどの銀元しかない上、富裕な商人に退蔵されるものも多かった。銀不足は自貢だけではない。別の観測記事によれば、重慶の一一〜一二〇〇万元に対して、内江・叙府・瀘県・自貢には平均

一〇〇万元、乐山には六〇万元の銀貨・銅貨しかなかったという。だが自貢は塩販売で数千万元の債権をもつ。食料・原料や日用品の移入も二千万元をくだらない。移出入代金は、米や菜種油（富順・内江）、麻・竹木（宜賓）を除けば、重慶にある預金売買、すなわち重慶宛約束手形（滙票・重慶為替）のやりとりで決済した。塩消費は安定的である。だが商取引は購買力があって長江水位がまだ高い秋に多い。しかも専売で税金前払のため商品代金が入るまで資金繰りがタイトになりやすい。そのため滙票売却による資金調達は極めて一般的であった。錢業公会は加盟莊こそ六〇余あったが、專業は三〇余にすぎず、大半は米穀商などとの兼業であった。資本金も一千元〜五万元ほどである。塩の販運商は、塩税を管理する塩務稽核所によって、最低二万元の資本金が必要とされた。かれらは月利一・二〜二%の利子をつけ親族から預金をあつめ業務にあてたという。川南の錢業の預金貸出業務がどんなレベルか想像にかたくない。清代に繁栄した瀘県は、一九三〇年頃には戦乱もあって、銀行や錢莊すらなく、少数の錢舗しか存在しなかった。¹³

そのため一九三一年以降、自貢では割帳洋という手形信用制度が構築されていく。¹⁴ 現金決済をせず、割條（手形）決済

がおこなわれた。だが割條を清算する交換所はない。はじめこそ、紙幣類似の定額手形だったものの、やがて融通手形に変質して、変額面の割條が振り出される。こうなれば、割條を銀に換金する際、割り引かれても仕方がない。商人は割條を受けると帳簿につけ換金に奔走した。にもかかわらず自貢の貸出利率は、少なくとも年利二五%、逼迫期には四五〇%にもたつした。なお、金利や割引、為替などのレートは、全銀錢業の經理が茶館につどい議定した。瀘県でも銀元・銀角が払底して銅元だけになってしまったため、のちに割條決済がおこなわれた。宜賓でも割條と現金で半々の決済がおこなわれた。内江でも「割片」が流通しているが同種のものであろう。

国民政府の通貨統合は、このような自然発生的な信用秩序とのせめぎあいのなかで、どのように展開されていくのか。以下、その詳細を明らかにしていきたい。

第二章 四川の「統一化」と四川幣制改革

一九三二年一〇月以降、川南一帯は、劉文輝の第二四軍の川康への退出によって、重慶第二一軍の支配下におかれた。

民国時代の四川最大の内戦であった二劉大戦は、劉湘の勝利に終わった。第二四軍の機関銀行である裕通銀行は、塩税徴収だけでなく、無息存款券（預金証書）の発行をおこない、自貢の経済をおさえた。塩税を払わせるため塩の勾留までおこない罷市（ストライキ）をまねいたのである。だが川康への撤退にともない裕通銀行は休業整理された。川南の塩税は第二一軍の管理下におかれ、二一軍総金庫が発行する糧税契券の流通がはじまる。一九三三年以降、重慶の川塩・重慶市民・商業・平民の各銀行は、川南の安定化にともない、自貢や瀘県などに支店を配置した。一九三四年一月、四川地方銀行は、省内の金融調節と幣制整頓を目的として資本金二五〇万円で発足する。四川地方銀行は第二一軍の機関銀行である。四川地方銀行は、はじめこそ川塩銀行を自貢での代理店にしたが、ほどなくして自貢や瀘県・宜賓などに支店をおいていった¹⁵⁾。

だが劉湘政権は川南経済を建てなおせなかった。ただでさえ商品の移出がふるわず、異常な不景気下にあった。商業は活気がなく金融は枯渇状態となる。宜賓は雲貴への積換地として長江交通の要であった。にもかかわらず宜賓は、金融枯渇、軍事の影響、農村破産によって、商店の破産がつづい

た。内江の糖業は川西・川北の販路を失う。隆昌では、移出不振から重慶為替が高騰し、綿糸布の代金を重慶に現送する始末だった。川陝ソビエト・湘鄂西ソビエトが省境に割拠していたためである。劉湘は四川剿匪総司令に任命され、一九三三年一〇月四日、成都で就任式をあげた。川陝鄂湘の省境一帯は国共内戦の舞台になったのである。四川各軍は剿共戦にかりだされ、川陝ソビエトだけで正規兵が十数万、輜重・人夫をあわせると三〇万人も動員されたのである¹⁶⁾。

当然、川塩の売れゆきも芳しくない。国民政府中央としても、四川の塩務稽核分所をおさえられ国税のはずの塩税を四川に抑留されている以上、川塩に配慮するはずがない。川塩の販運商は反対したものの劉湘軍撤退後の宜昌や沙市、すなわち楚岸一帯には「自由販銷（販売）」が適用されたのである。貴州や雲南も同様であった。川塩は販路を失い低廉な淮塩や粵塩・滇塩が席捲した。剿共戦区や隣接地はいうまでもない。一九三四年春、川北では旱魃も加わって三〇〇万人もの難民が発生した。専売制でも在庫がたまれば小売価格は低迷する。製塩業者の間でも販売先をめぐりもめ続け、販運商は当局に税金減免や契約解消をもとめた。このようなれば第二四軍時代より塩の生産量や納税額が減っても不思議ではない。自貢の製

塩量は、年三千噸（専売塩の単位・巴塩は57トン、花塩54トン）をこえていたが、一九三四年には年二千四百噸ほどに減少した。塩税収入も、一九三一年から三四年にかけて六一三万円、八〇八万円、五六六万円、五九八万円と低迷した。¹⁷

川南金融は緊迫した。すでに四川は一九三二年から二年ほどで四千万円近い銀元が流出していた。¹⁸ 販路が省内に限定されれば売却代金の銀元が省外から流入しない。税金支払は銀元でおこなわれても、銀元は財政支出先へと移転されてしまふ。銀元は川南に残らない。龍洋や袁世凱銀元、四川銀元がレアになれば退蔵は避けられない。宜賓では、第二一軍駐留以降、銀元が消えた。軍部と県当局は、二角銀貨五枚で銀元八角、半元銀貨を二角銀貨五角五分での授受を命じた。瀘県では、従来、銀二元あたり二角銀貨が一角であったが、二角に下落してしまい、司法・警察・徴税の各当局も二角で授受した。だが純分では銀一元〓一角が妥当だったらしい。瀘県商會は相場操縦と断じて一角通用を布告したものの徒勞に終わった。一九三五年初頭、銀一元あたり二角五分と一二角の地域に瀘県が分かれ、紛糾が多いとされている。¹⁹

第二一軍は四川地方銀行発行の地方券による貨幣統合に邁

進していく。地方券は、糧税契券と同様、銀元と等価とされた。一九三四年八月、四川地方銀行は、地方券の流通促進のため、内江・樂山・宜賓・瀘県・自流井などに支店と基金をおき、四川各地を手数料だけで為替で結んだ。また第二一軍は、証券を四割、銀元で六割を提出すれば一〇割にあたる銀行券を引き出せる、上海の領用制度を参照し導入する。四川地方・中国・聚興誠・重慶市民・四川商業・川康殖業・平民・美豊・川塩の九行に命じ、四川地方銀行兌換券発行準備庫（以下、準備庫）を組織させ、地方券の利用拡大をはかったのである。銀行券がデイスカウント流通されることを防ぐため、発行準備もオープンにされた。²⁰ だが重慶市民銀行も、五月に自貢支店を設置して五元・一元・五角・一角券の発行をはじめたが、開業当日あつまった同業預金と普通預金は、それぞれ数万円であった。一九三四年の上半期、重慶市民銀行の預金額が七〓八〇万円、紙幣発行量が七〇万円、資本金五〇万円を踏まえれば、先が思いやられよう。国民政府財政部は、三四年六月、財政部未登記の銀行・錢莊の発行した紙幣の取締を命じた。これでは川南で貸出拡大したくても手だてがない。自貢には七行が支店をおいたが営業準備はそれぞれ六万円前後にすぎなかった。²¹

一九三四年八月下旬、劉湘の剿共戦の失敗は、地方券増刷によって戦線維持を図るほかに、川南経済を直撃する。地方券は、一九三四年七月末の五六三万元から、九月以降、毎月四五〇万元のペースで準備庫から引き出され市中に散布された。地方券は翌年四月までに最終的に三三〇七万元にまで増加した。²²⁾ 本来、地方券は重慶での銀元への兌換を約束している。ところが準備庫への銀元の補填はすまない。地方券兌換が制限されれば、地方券は暴落するしかない。当然、銀錢レート直撃する。江安では一元あたり一二六〇〇から一四〇〇〇に、資中では二〇〇〇から二六四〇〇以下に下落した。²³⁾ 表2を確認したい。川西の成都、川東の万県と比べれば、川南の内江・叙府（宜賓）・嘉定（樂山）の重慶為替と重慶券は下落してはいない。だが重慶で同額取得するには為替を組むより重慶券の額が大きい。つまり地方券が安い。銀貨は流出・退蔵されるほかに、宜賓では二角銀貨が自貢に流出した。瀘県では九月半ばからひと月ほどで全銀貨の六割の三〇万元が流出した。一九三四年前半の一〇〇万元が正しければ市中銀残高は八割も減少している。²⁴⁾

第二一軍は手をこまねいていた訳ではない。一九三四年九月、川東の長江上流から川南に広がる二角銀貨地域に対し

表2 四川各地における重慶為替と重慶券相場（1000元あたり）

		万県	成都	内江	叙府	嘉定
8月	渝匯	975	955	1017	995	995
9月	渝匯	972	850	930	890	960
10月	渝匯	856	690	850	888	900
8月	渝鈔	945	1000	985	1000	990
9月	渝鈔	945	915	980	1000	950
10月	渝鈔	900	670	985	980	960

「四川之金融恐怖與劉湘東下」『銀行週報』18卷47号、1934年11月

て、以下の布告を出したのである。

近頃、上下の川南および上川東の各県を調べると、各種の低品位の補助貨幣がいまだに市場に充満しており、法にかなう良質の貨幣はほぼ跡をたつた。……すみやかに方策を講じて救うとともに、貨幣制度と民情の双方にかなうべく、ここに当局は、あらゆる四川・雲南の清代の二角銀貨と半元銀貨は、一二角で大洋一元と交換し、広東・雲南・四川の二角銀貨は一三角で大洋一元に交換することを定める。田賦の正雑各税および一切の税捐の納付は、布告日より一九三四年二月三十一日までは、いづれもこのレートで換算し納付してよい。……上項の各種低品位幣は三五年一月一日からは一律に使用を禁止する。糧税契券・地方券・四川銀元および袁世凱銀元で全ての税款を納入せよ。すみやかに、当局が法にかなった銀貨に改鑄して十分に流通させて、各地間の為替を平衡せしめ貨幣制度を統一することは、金融整理への望みともなるであろう。²⁶⁾

地方券と銀元による貨幣統合、すなわち幣制改革の宣言といつていい。実際、隆昌と犍為では、一二角から一三角へ、納税の際の換算変更が確認できるので実効性がない訳ではな

かった。²⁶⁾ だが事態は銀貨の問題にとどまらなかつた。

二角銀貨を運び出し大量の紙幣を運び入れるので、各地の金融は尋常ではない緊張下におかれ、市中には十元札と五元札の紙幣があふれかえった。紙幣が過多であることによつて、銅元もまた退蔵されてしまい、交易は困難に陥つた。²⁷⁾

なんと、市中に十元札と五元札が散布されることで、銀貨どころか銅元まで流出・退蔵されるメカニズムが働いていたのである。宜賓は「地鈔本位」になつた。樂山や犍為でも銅元まで消えてしまい、犍為の商会は銅元兌換券の発行を県政府に請願している。²⁸⁾ 十元札と五元札だけで商売なんかできるはずもない。

かくして一九三四年一月以降、四川の「中央化」にともない、国民政府中央との協調のもとで、四川の幣制整理と経済再建が模索される。一九三五年二月、四川省政府が発足して、三月、中央銀行重慶支店が設立された。ひとまず、地方券を市中から一部引きあげて上海為替と結びつけることで、銀錢レートと為替の安定化がはかられた。同年四月、中央・中国・四川地方の三銀行以外の銀錢業の紙幣は九月末までに回収することになった。一九三五年九月一五日、四川幣制改

革がおこなわれ、地方銀行券は一〇元あたり中央銀行券八元で回収されることになる。²⁹⁾だが、これらの措置は、所詮、地方券を中央銀行券に置換したにすぎない。国民政府の中央は、中央銀行券、退職されかかった銀角や銀元、バラバラな銅元、劃帳洋などをどのように統合しようというのか。

第三章 中国幣制改革の展開と劃帳洋

一九三五年九月一九日、自貢市商會は各公會を招集し會議を開いた。銀行・錢莊の雑多な類似紙幣が淘汰され、地方券までが回収されていく。このように幣制画一化が進めば、ほどなくして、補助銀貨も消えるにちがいない——自貢市商會は、一〇月一日以降、二角銀貨建ではなく、國幣である銀元建にすることを決定した。隆昌でも、三六年一月、二角銀貨建から銀元建に変更することになる。補助銀貨建の商品や債権の価格は、二角銀貨一二角を中央銀行券の一元として換算されることになったのである。³⁰⁾

一九三五年一月三日の幣制改革の布告、すなわち管理通貨制度への移行は、川南の貨幣流通を根底からくつがえす。中国は銀本位制から離脱した。だが中央・中国・交通の三行

の銀行券は法幣になっただけではない。法幣は、一元〃一四・五ペンス、一〇〇元〃二九・七五ドルを目安として、ほぼ固定レートで外国為替と結びつけられたのである。この相場設定は為替レートの大幅な切り下げを意味した。かなりの元安である以上、物価高、すなわち銅(貨)高や銀(貨)高は避けようがない。国民政府中央は、純分の低い四川銀元も法幣一元に交換するなど配慮したものの、川南でも銀元や補助貨幣のレートは急騰した。資中では一元〃二五〇〇〇から二一〃二二〇〇〇へと上昇した。とりわけ小額貨幣需要の高い郷村部では二〇四〇〇〃五〇〇〇ほどに高騰したという。なかでも後に法幣になる中国農民銀行券が忌避された。丹陵では農民銀行券の受領拒否がおき強制通用があらためて命令されている。³¹⁾それでも銀回収はすすめられた。瀘県では、一月の半ばには法幣三〇〇万元が運びこまれ、周辺を含めて銀五〇万元が回収された。三六年二月八日には、川南であつめた銀貨十余万元は船で重慶に到着している。³²⁾

一九三六年二月、自貢の銀錢業公會は、こうした幣制改革の進捗をふまえ、自貢市商會と協力して、劃帳洋の廃止を決定する。これまで劃條を銀元にかえるには一〇〇元あたり二〃三〇元もの洋水(割引)を強いられた。現在、月利は

六〜七厘に下落している。この機をのがしてはならない。劃條・洋水などの悪幣は一掃しなければならない——自貢市商会と銀錢業公会は、二月末の決済日に法幣による決済を実施したのである。³³⁾ こうして、現金通貨とは切断された手形（劃條）をもちいる劃帳洋という信用制度はついでた。国民政府中央による四川の貨幣統合はスムーズにみえた。

だが一九三六年三月以降、川南は極度の補助貨幣不足におちいつてしまふ。瀘県では、郷村部では硬貨以外、価値を認めようとせず、紙幣は拒絶されるため、都市から村鎮へ硬貨が流出した。江安では、地方銀行発行の輔幣券（補助紙幣）が回収された上、法幣への銀元の交換まで加わり、市中流通の貨幣は未回収の一角・二角の銀貨と法幣しかない状況になった。³⁴⁾ 四川で何がおきたのか。

四川省では、もともと硬貨は五千万元ほどあったが、現在、中央銀行がすでに回収したものは三分の一であつて、残りの三分の一が流通し、三分の一が退蔵されている状況である。その一方で法幣の流通量はわずか四千余万にすぎず、しかも多くが重慶や成都、万県といった大都市に集まつてしまい、省全体で循環させるにはまったく不十分という苦しみを感じるようになった。くわえて

一元札はきわめて少ないので、郷村部での交換は困難であつた。硬貨（銀元・銀角）がすでに法幣を領用するたぬ必要となつていゝ上、法幣に釣銭を出すのにも欠かれない状況になつてしまへば、硬貨の価値はおのずと高まらざるをえず、法幣流通の推進にいっそうの困難を感じらるようになった（「楊兆先奉論調查硬幣漲価事簽呈」³⁵⁾）

法幣を手に入れるため補助銀貨も回収しなければならない。だが右にあるように国民政府は代わりの補助貨幣の供給をまったく考えなかつた。商会や銀行・錢莊の錢票・銅元票の発行は取り締まられているので、補助銀貨がないと補助貨幣機能は銅貨だけが担う。あろうことか富順では、二角や五角の銀貨を回収する際、ひとまとめに一〇元や五元札などを渡していた。幣制改革は管理通貨制度をもたらしただけではない。地域社会の貨幣構成まで激変させたのである。資陽では一元〓二三〜二四〇〇〇ほどのレートであつたものが、数か月ほどで二〇〇〇以下にまで急騰し相場操縦嚴禁の布告が出されるほどであつた。樂山では一元〓二〇六〇〇から一八五〇〇と上昇した。瀘県では一元〓一六〇〇〇まで高騰してしまい、切手を代用にした。成都からは、裁定機会をねらう商人によって大量の銅元が川南へと搬出されていく。幣

制改革による銀使用停止は、一九三六年二月三日から三か月延長されていたが、五月三日にせまっていた。⁽³⁶⁾

こうなれば国民政府中央も動かざるをえない。放置すれば塩税納付に混乱を生む。一九三六年四月八日、各塩場の塩税分局は、塩務稽核分所や中国銀行などに輔幣券の四川運び入れと市中レート調整をもとめた。中央は救済の手立てをすみやかに講じよ——健為・楽山の製塩業者の団体である塩場評議公所、四川塩運使署、塩務稽核分所、自貢市商会なども、たてつづけに四川財政特派員公署に書簡をおくった。⁽³⁷⁾ 川南各県では一〇元札が九元四角五分にディスカウントされ、自貢市商会は独自に輔幣券を発行する動きをみせた。一刻の猶予もない。四川財政部特派員の関吉玉は孔祥熙財政部長に打電して指示をあおいだ。財政部は、商会の輔幣券発行の動きを幣制紊乱と禁じるとともに、中央・中国・中国農民の三銀行に一元券と輔幣券の搬入を命じたのである。蒋介石も四川塩運使の繆秋杰などから「小券缺乏」の報をうけた。四月二三日、財政と金融の関係は大きいので最も早い方法で一元券と輔幣券を投入しよう三行に命じている。また五月三日以降も銀貨の法幣交換を継続することで銭価安定がはかられた。⁽³⁸⁾ 国民政府中央は、五月上旬、輔幣五〇〇萬元、法幣

一〇〇萬元を入川させたという。⁽³⁹⁾

川南への配布はどうだったのか。中国・中央・中国農民の三銀行は、一九三六年四月二一日、重慶から自貢には一〇萬元、二七日、健為・乐山への供給のため成都へ一八萬元、三〇日、隆昌に二萬元の輔幣券を運んだ。瀘県では、ひと月ほどのあいだに中国銀行が輔幣券八萬元、中国農民銀行も一萬元を搬入したものの、隆昌・内江・富順・永川などに流出してしまい、当初、城内では二・三枚の銅元払にすら苦しんだ。それでも七月には中国農民銀行が二角券二〇萬元などを投入し、缺乏から過剰に転じた。⁽⁴⁰⁾ 乐山から雅安にかけては、四月に三〜四萬元、五月には数万円が散布されたが、法幣に比べ過少なため、銭荒は解消されなかった。それでも八月に五〜六萬元が散布され、市況は落ちついたという。自貢でも簡単に終息していない。七月、自貢の輔幣券の配布は一〇萬元以上にたつしたが、市中の法幣ストック自体、一六〜一七萬元にすぎず、八月、ようやく需給が適合した。内江では七月以降、宜賓でも八月以降、輔幣券は不足から過剰に転じた。⁽⁴¹⁾ なお、前年一月に四川地方銀行を改組して生まれた四川省銀行は、五月上旬、輔幣券百万円発行の内諾を財政部からとりつけたが、五月下旬、関吉玉は法幣と輔幣は

すでに二千万円あつて十分、と中止させている。¹² 川南の銭価は輔幣券投入によって安定化したといつていい。

こうして国民政府は、幣制改革以降、税金支払手段の銀元と流通手段の銀角・銅元の分裂を、法幣と輔幣券によって統合していく。だが銀貨は回収・流通・退蔵に分かれた。流通・退蔵分は使用停止延期で回収されていない。しかも銀貨に一割以上のプレミアムがつくこともあつた。たとえば中国農民銀行は、四川銀元の交換を停止して、銀千元あたり百元のプレミアムを五元に減少させた。¹³ 法幣への引きかえを強いれば、銀元の退蔵を促しかねない。国民政府としても積極的な銀貨回収は躊躇せざるをえない。こうしたなか、一九三六年下半年期、川南は未曾有の金融危機に突入するのである。

第四章 劃帳洋復活と現金決済への退化

一九三六年七月二〇日付『新蜀報』に「川省各県貸款利率」というベタ記事がある。年三割をこえる一三県と、一割五分〜八分で貸出利率の低い一六県があげられ、残りは年二割ほどという。省都成都のある川西以外、川北の三台・綿陽・南充、川東の涪陵・江津・開県が利率の低い県であつ

た。年三割をこえる県は川北と川東が一〇県を占める。残りの三県は、川南の秀山と資陽、そして自貢の製塩場がある富順であつた。

一九三六年八月、成都事件以降表面化する重慶の金融逼迫は川南を直撃する。川塩の販運商は、資本金五万元以上に限定されたが、それでも五万元の商売には倍の一〇万元の資金を必要とした。¹⁴ 塩運使署は、毎年、四月・八月・一二月とわけて販売期（三閔）をさだめ、期ごとに製塩業者と販運商をあつめ塩価を議定した。認可制時代、毎閔六四〇噸、年一九二〇噸だつたという。だが三六年の「八閔」では販運商は九月末になつても百余噸しか購入していなかつた。¹⁵ 一千余噸ものストックが四川にあつたためである。¹⁶ だが中国銀行は、売却の成否にかかわらず塩税を自貢から重慶に移転させていく。法幣は郷村部にも流出する。こうなれば塩産地一帯は、法幣が払底し、輔幣券だけになるしかない。樂山や自貢では輔幣券を法幣に交換するのにプレミアムがついた。自貢の九半（一五日）比期（決算）は、通常は緩和期のため一分四〜五厘だつたが月利二分に上昇する。九月二五日以降、重慶への資金引きあげがはじまると九底（月末）比期は月利三分にたつた。瀘県でも、重慶の利率上昇で省銀行以外貸出

を停止したため、月利三分でも借りられなくなった。九月下旬、中国農民銀行は重慶為替の先物を購入して自貢に三〇四〇万円を供給したものの、中国銀行は塩税を移転して効果を打ち消すのだからマッチポンプでしかあるまい。⁽⁴⁷⁾

一九三六年九月三〇日、たまりかねた自貢の小錢莊は、中金利が銀錢業のクレジット圧縮によって三分七厘八厘に急騰したのを見て、午後三時以降、月末決済の受渡を停止した。塩の滞貨にともない支払繰延が頻発し法幣が手に入らない。それでも返済をもとめるなら銀行や錢莊には割條で払うまでだ——こうして自貢では半年ぶりに割帳洋が復活する。⁽⁴⁸⁾当然、一〇月中旬になっても九月末決済の清算が終わらない。多くが割條で暫定決済されたからである。軍部や自貢の銀錢業公会は割帳洋を制止したものの効果はなかった。製塩業者は銀行に貸出拡充をもとめる。また販運商は、銀行貸出の返済延期、または支払済代金に含まれる塩税還付をもとめた。⁽⁴⁹⁾ひとまず、中国農民銀行が製塩業者に一徹あたり千元、月利二分、一五万円の貸出をおこない、自貢の金融逼迫はやや緩和にむかう。⁽⁵⁰⁾だが滞貨が解決したわけではない。重慶為替を売却し法幣を調達しようとも「法幣は消え、輔幣があふれる」現況ではいかんともしがたい。自貢では、一〇月末の比期で

も、割條決済は継続され、支払繰延がおこなわれた。⁽⁵¹⁾

川南の金融逼迫は深刻であった。内江でも銀行や商店が重慶に資金移転したため月利二分四厘ですら借入できなかつた。一九三六年九月、樂山では、中国銀行が二〇万円、中国農民銀行が三〇万円を運び入れたが、一〇月には、中国銀行が三〇万円、他行が一〇万円を重慶に移転したので月利二分にたつした。期日に回収できた売掛金は五〇六〇%に及ばなかつたという。宜賓では省銀行が一二万円を重慶に移転したため月利二分ですら借入できなかつた。⁽⁵²⁾瀘県でも重慶の金利急騰で各行が貸出緊縮をしたため、十月末に月利四分、十一半（一五日）比期（決算）も三分五厘にたつした。自貢からの借入に依存する富順では月利三分七厘〇四分でも借入できなかつた。⁽⁵³⁾

このように見てくると、国民政府の貨幣統合を阻害するのは、国民政府の財政であることは疑いようがない。異常な高金利。法幣と輔幣券にたつレート。割帳洋——これらは地域の流動性（法幣、輔幣券）を配慮しない国民政府に起因していた。いずれも市中の銀錢業や商人の自衛策だったのである。一九三六年度の国省聯合予算では、国税である四川の塩税は一六七〇万円が計上されていた。⁽⁵⁴⁾実際、四川の塩税

は、七か月ほどで、九七四万元の想定に対し課税実績は一〇〇四万元におよんだ。⁽⁵⁵⁾徴収は順調といってよい。だが川南の貨幣ストックはどうであったか。八月、自貢の法幣・輔幣券残高は六〇万元ほどで「供求適合」とされた。樂山の法幣ストックも二く三〇万元、輔幣券では数万元ほどである。⁽⁵⁶⁾このレベルの流動性しか市中になければ、法幣で塩税を徴収し他所に移転されたら、販売代金の川南への還流がないかぎり、地域経済はひとたまりもない。そもそも製塩業者や販運商、劃條を使う小錢莊、銀錢業公会で何とかできる話ではなかったのである。

一九三六年一月以降、国民政府中央は、財政と金融の接点、塩の専売システムに手をつけていく。まず不確定要素を排除しなければならぬ。一九三七年初に四川への適用がせまる新塩法、すなわち「自由販銷（販売）」は、製塩コスト削減や税率調整、販売先確保、塩倉準備が間にあわないなど、大きな問題をかかえていた。財政部は、四川各界の要望にこたえ、一九四〇年まで実施を延期したのである。⁽⁵⁷⁾だが何より一千万元の資金を凍結する一千噸の滞貨に手を打たないといけない。ただし通常の倍の塩の在庫となると自貢の銀行支店では貸出のキャパシティーがない。一月上旬、四川塩

運使署は生産販売課長の王伯衡を重慶に派遣して財政・金融界と借款交渉をおこなう。一九三六年一月二七日、中国・川塩・中国農民・金城の四行は、重慶から江津・合江・涪陵・万県の消費地への塩の搬出に対して、巴塩に毎噸七千元、花塩には六千元の貸出を計五百噸まで行うことを表明する。これが呼び水となった。販運商の「八関」引受数は一月末に急伸し四四〇噸にのぼった。また八関の税金支払には月利一二%、期間二か月、中央・中国両銀行の支店保証のある銀行引受手形による納付をみとめたのである。⁽⁵⁸⁾

ここで注目すべきことは、一九三七年一月以降、塩務稽核所は、銀行界と協力して、押匯（荷為替）を導入したことがある。当初、一月段階では、中国・川塩・中国農民・金城の四銀行による期間一年、月利一分三厘、江津・合江・万県・涪陵など四川全岸七百噸の構想であった。⁽⁵⁹⁾一九三七年一月二二日、中国・川塩・中国農民の各行は、自貢から重慶・瀘県へ塩を積み出す販運商に期間三か月、月利一分三厘、塩務稽核所への納税額を上限とする、融資枠二〇〇万元の荷為替金融を開始する。⁽⁶⁰⁾本来、荷為替金融は倉荷・船荷証券をつけた為替手形を銀行が割り引く。だがこのスキームには証券が出てこない。いざという時に塩税分保証のある抵当貸付の

変形かと思われる。そのためか稽核所は、荷為替中、塩商振出の手形（期票）での納税を認めなかった。それでも塩税は塩価の過半を占めるため、荷為替はすみやかに普及した。三七年二月末の販運商の税金支払は「現鈔（法幣）」が一六億、「押匯」が一四三億だったという。⁽⁶¹⁾「押匯」は、法幣払でも期票払でもない以上、重慶為替（滙票）か小切手で払われたのである。中央銀行は、定款上、こんな荷為替はできない。そこで中央銀行重慶支店は、塩務稽核所の税票（納税証明書）担保の期間三か月、月利一分一厘、六六万六千元を極度額とした、塩商振出手形の割引を編み出した。⁽⁶²⁾また塩運使の繆秋杰は、塩の在庫に抵当貸付を受けられるよう、江北など四か所に計三二〇億の収容能力をもつ塩倉建設計画をあきらかにした。江北の一〇〇億の塩庫の稼働に加え、重慶の旧日本租界の王家沱に二〇〇億の収容力をもつ塩庫が建設されている。⁽⁶³⁾

このように国民政府は、幣制改革以降、独占的発行権をもつことになった三行の銀行信用を塩の専売システムに導入して、法幣から銀行引受手形・滙票・期票などに支払方法を転換させていく。また納税証明書付手形割引、荷為替、塩倉増設による抵当貸付など多様な塩業信用を展開した。五月以

降、塩業貸出は、製塩業者へ一七五万元、販運商には四八〇万元にのぼった。⁽⁶⁴⁾だが地域の流動性や高金利はどうなったのか。一九三七年以降、自貢では月利四分四厘に高騰したが、四月～五月半の比期は一分六厘まで下落した。⁽⁶⁵⁾前年同期とあまり変わらない。内江では、月利二～三分でも借入困難が続き、商業が停滞することでかえって月利が二分以下になったという。樂山では三月で月利二分、宜賓でも三六年八月と三七年三月で月利一分五厘と変化にとほしい。⁽⁶⁷⁾

割帳洋による受払方式は、何度か排除されたものの根絶に至らず、流弊が非常に多い。……この決算期では……塩の代金受渡は、つとめて現鈔か重慶為替での決済をおこなうことになり、旧来のように割條の交付はできなくなった。これによって、市面の受渡は、決算が近づくと、とうとう現鈔へと向かい、小銭舗は洋水での商売を失った。重慶が金融逼迫に転じて重慶への資金移転がにわかに増加したので、銀錢業の貸出は減少してしまい、貸出利率も二分以下になっていない。市中の金融が突然緊縮になったとはいえ、決算期ごとに塩代金の現金払を継続していけば、割帳洋もよしんば根本から排除根絶ができるやもしれない。⁽⁶⁶⁾

このような状況では流動性に余計なストレスをかけて利率が高止まりしても仕方あるまい。ここからは、近代的な小切手決済に割條を改編して預金決済をうながし信用の高度化をはかるどころか、かえって割條の禁圧で現金決済に退化させるメカニズムが浮かぶ。国民政府は割帳洋といった自生的な手形信用制度を廃絶すべきものと捉えた。また、塩業信用の供与によって自貢では塩の販運商が三〇家も誕生したが「百業蕭條なれど惟だ塩業のみ繁盛」でしかなかった。⁽⁶⁹⁾ 抜本的な滞貨解消は、日中戦争中の淮塩などの移入途絶にともなう「川塩済楚」を待たなければならない。⁽⁷⁰⁾ 国民政府は、四行などの中央銀行信用を財政の周辺に直接導入してシステムック・リスクに対処したものの、自然発生的な信用制度は包摂しなかった。国民政府の近代的通貨改革は、かえって辺縁にあつては現金決済に回帰させるパラドクスをはらみながら、ひとまず抗日戦に突入することになるのである。

おわりに

以上、国家と自生的な信用制度とのせめぎあいの視角から、川南における国民政府の貨幣統合を論じてきた。それら

は以下のように整理することができる。

まず、長江下流のような、銀元による先行的貨幣統合のベースがなかったことである。川南では、税金支払手段こそ銀元だったものの、流通手段は二角銀貨と高額面の銅元であった。そこに糧稅契券のような政府紙幣、中国銀行券・地方券などの銀行券、商会や錢莊の類似紙幣、クーポン（代用貨幣）が附随した。また自貢などでは割帳洋とよばれる手形を用いた信用制度が形成された。それぞれお互いにレートがたつ。剿共戦は、銀貨や銅元の流出と退蔵をうながし、四川政權の貨幣統合は頓挫してしまう。国民政府中央は、幣制改革以降、法幣と輔幣券の供給によって、銀元・銀角を回収し、類似紙幣・代用貨幣を廃絶して貨幣統合を進めていく。それにもない割帳洋は廃止された。

次に、国民政府の中央は川南の貨幣構造を理解していなかったことである。川南は、塩業地帯のため巨額な出超をかかえ、周辺にあつても財源ゆたかだった。だがそれは塩が売れることが前提である。塩が売れる前に徴収した塩税を他所に移転し続けられ、法幣ストックを直撃してしまう。元來、四川は銀貨が少ない。国民政府の中央は川南では市中に法幣を供給するルートがなかった。幣制改革当初、小額銀貨の回

収に高額紙幣を渡してしまい、補助貨幣不足を招いている。だが輔幣券不足は法幣不足に一変した。どちらになるのか住民はまったく分からない。これでどうして法幣と輔幣券を固定的に結びつけられるであろうか。流動性が減少すれば、市中銀錢業は貸出圧縮するしかない。劃帳洋の復活は当然と
いっている。

最後に、国民政府の貨幣統合を阻害するのは国民政府の財政にあったことである。川南には標準的な市中貸出ルートである手形再割引の余地はない。国民政府中央が川南金融の問題を解決するには、塩の専売システムにメスを入れるしかない。新塩法の四川適用は川塩取引の安定のため一九四〇年以降に延期になった。また中央・中国・中国農民をはじめ各銀行は、直接、塩業貸出を展開していく。塩税支払を銀行引受手形・滙票・期票などへ法幣から誘導して、地域の流動性へのストレスを減少させた。さらに国民政府の中央は、塩務稽核所や中央銀行を動員しながら、手形割引、荷為替だけでなく、倉庫抵当貸付などの振興をはかっている。ただし塩以外は放置され、川南の金利は二割前後と高水準のままであった。国民政府は、近代的な小切手決済に劃條を改変して預金銀行化を進めることもなく、商取引が現金決済に退化しても

意に介さなかったのである。

このようにみてくれば、国民政府の近代的通貨改革には、自然発生的な信用制度の協力を引き出して包摂していく意図はなかったというしかあるまい。そもそも中央・中国・交通の三銀行は、幣制改革直後、貨幣発行権独占にともなう使命を自覚していなかった。三行は、一国の中央銀行として「銀行の銀行」の職責をはたさず、独占的発行益を同業にも均霑していく気がなかったのである。むしろ銀行・錢莊へは市中貸出の圧縮すら試みた⁽¹⁾。預金銀行業務を兼営する三行は市中銀錢業と競合関係にもあったためである。ましてや現金決済に戻しても辺縁の劃帳洋などは廃絶すべきと考えるも不思議ではない。やがて、日中戦争と国共内戦によって、都市に形成された国民政府の信用制度が法幣インフレーションのなかに溶解していった時⁽²⁾、現金決済と物々交換の世界の中から、中国共産党政権が現れるのであろう。

注

(1) 幣制改革や金融についての先行研究は、久保亨「通貨金融史」『中国経済史研究入門』東京大学出版会、二〇一二年、一二二～二二六頁に詳しい。

- (2) 幣制改革には、城山智子『大恐慌の中国』名古屋大学出版会、二〇一一年などがある。また、地方レベルの幣制改革の研究にも、西村成雄「張学良政権下の幣制改革」『東洋史研究』五〇巻四号、一九九二年。姜珍亜「1930年代広東省の財政政策——中央・地方・商人の三者関係を中心に——」東京大学博士学位論文、二〇〇〇年などがある。
- (3) 岩橋勝「歴史における貨幣へのまなざし」(岩橋勝編『貨幣の統合と多様性のダイナミズム』晃洋書房、二〇二一年、一一一頁)。また、貨幣の変容を経済や信用の変容にもなう明らかにしたものと、黒田明伸『中華帝国と世界経済』名古屋大学出版会、一九九四年、二六〇～二八一頁をあげておきたい。
- (4) 周開慶『四川与対日抗戦』台湾商務印書館、一九七一年。Robert A. Kapp, *Szechuen and Chinese Republic: Provincial Militarism and Central Power, 1911-1938*, Yale University Press, 1973. 林幸司『近代中国と銀行の誕生』御茶の水書房、二〇〇九年。今井駿『四川省と近代中国』汲古書院、二〇〇七年、一四三～六一頁。
- (5) 岡崎清宜「国民政府の四川『中央化』と四川幣制改革—重慶金融市場を中心に—」『名古屋大学東洋史研究報告』四二、二〇一八年。
- (6) 中華民国二十五年『全国銀行年鑑』中国銀行経済研究室、一九三六年、N一頁。自貢の政治状況は「辛亥革命至解放前夕自貢地方駐軍情況」『自貢文史資料選輯 六至十輯合刊本』政协四川省自貢市委员会文史資料研究委员会編、一九八二年、一一一～一二頁、参照。
- (7) 袁世凱銀元による貨幣的分業の解消については、黒田前掲書、二六〇～八一頁を参照。自貢、南溪、榮昌、射洪は『重慶商務日報』五月二三日、一六日、二三日、六月二一日。
- (8) 糧税契券は今井前掲書、二四六頁。自貢や洪雅、筠連は『全川各県幣制一覽』『重慶商務日報』一九三四年五月二三日、五月一日、七月五日。
- (9) 四川の小額貨幣とその変化に関する論文としては、拙稿「抗戦前四川における小額貨幣と中国幣制改革」『多角的視点から見た日中戦争』集広舎、二〇一五年を参照のこと。この段落の論述は、『全川各県幣制一覽』『重慶商務日報』に拠っている。
- (10) 興文では2割ほどしかない旧当百が基準貨になっていて、旧二百を一四〇、新二百を一〇〇、新百を五〇に減額させている。叙永・古蘭・古宋などの旧当百建と隣接しているためなのかもしれない(『重慶商務日報』一九三四年五月九日)。
- (11) なお、南溪と江安では額面通りに流通している銅元がない。南溪では8割が旧二百にも関わらず一四〇に換算され、江安は旧二百・旧百を一四〇、旧五十・新百を七〇にして流通させた(同前一九三四年五月一四日)。なお制錢は銅の原料として流出したため、一九三〇年代にはほぼ流通していない。残存する所では一〇文(多数)や二〇文(自貢・樂至・仁寿)に換算している。また、竹片のような代用貨幣が使われたことについては、『川南金融及稅收情形』『重慶商務日報』一九三〇年一月二三日に詳しい。
- (12) 以下の自貢の劃帳洋に関連する記述は「自流井之金融と金融業」『四川經濟月刊』六一三、「自流井之金融業」『四川月報』七一、一九三五年によっている。
- (13) 『川省現金之回顧与近況』『中行月刊』九一三、一九三四年九月。塩商などは平漢鐵路管理局經濟調查班「重慶經濟調查 下巻」生活社、一九四〇年、三〇八、三三四～三三五、三三七頁。『瀘県金融業概況』『四川經濟月刊』四一四、一九三五年。
- (14) 瀘県と宜賓、内江の劃條は、「瀘県現金枯竭」「宜賓商業金融

概況』『四川月報』五十五、一九三四年一月、「内江劃片凝滯」
『新蜀報』一九三七年八月二四日參照。瀘県では「銀水」操縦
の奸商が問題になった（瀘県銀根枯竭）『重慶商務日報』
一九三一年九月一七日。

(15) 「我对裕通銀行自貢分行的回憶」前掲『自貢文史資料選輯』、
一九八二年、二九四～二九九頁、參照。「瀘県金融業概況」『四
川經濟月刊』四一四、一九三五年。「井民罷市結果」「自井駐軍
扣留鹽僱」『重慶商務日報』一九三二年二月七日、一九三二年
四月一七日。

(16) 「川局何以善後」『大公報』一九三四年九月二日。「兵劫後之
川南一瞥」『新蜀報』一九三三年五月一七日、「四川剿匪總司令
劉湘在省就職詳情」「内江最近商狀」「隆昌商務近況」「宜賓商
場凋敝」『重慶商務日報』同年一〇月二二日、同二六日、一
月一日、一九三四年一月二五日。

(17) 「自貢鹽業全貌」『四川經濟月刊』六一一期、一九三六年。
「川塩反对淮塩衝銷楚岸」「黔省拒絕川塩」「各県通訊自貢」「川
滇塩運糾紛」「積塩未銷繳稅困難」「涪辺銷商期滿解約」「渠岸
塩商苦況」「廿一軍部禁富塩侵銷永岸」「塩商懇全免楚稅」「自
貢塩岸銷場調查」『重慶商務日報』一九三〇年二月二二日、
一九三一年一月二五日、同二月一日、同二月三日、
一九三三年二月二六日、同月一八日、一九三四年二月一日、
同二月二日、同三月一日、同八月六日。「青淮塩侵銷楚岸」『新
蜀報』一九三三年四月二日。

(18) 「川省現金之回顧与近況」『中行月刊』九十三、一九三四年九月。
(19) 「川南各県大洋缺乏角洋充斥」「瀘県商會化驗大洋毫洋」「宜
賓輔幣多」『重慶商務日報』一九三三年八月七日、同年十二月
一三日、同二月一七日。「各地金融近況」(5) 瀘県府通令禁
止歧視毫洋』『四川月報』六一三、一九三五年。

(20) 「地方銀行近況」『四川月報』五十二期、一九三四年八月。
「川南各県鈔票行使不易」『重慶商務日報』一九三四年六月八日。
(21) 「重慶經濟概況」「交通通信」四一六、一九三四年六月。「財部
再令川省各銀行禁止私發紙幣」「市民銀行在自井設匯兌所」『重
慶商務日報』一九三四年六月二日、同五日。注(12)。

(22) 「謝霖劉航琛會商四川財政」『申報』一九三五年四月二八日。
(23) 「江安幣制概況」『四川月報』五十四、一九三四年。「各県金融
近況」資中』『四川經濟月刊』二一六、一九三四年。重慶での兌
換制限は注(5)參照。

(24) 「瀘県現金枯竭」『重慶商務日報』一九三四年一〇月二五日。
宜賓は注(14)參照。

(25) 近查上下川南及上東各県、各種劣輔幣、尚復充斥市面、合法
良幣、幾至絕跡。：亟應設法補救、以期幣政民情兩得兼顧、茲
由本部規定、所有四川・雲南老板龍紋角洋龍紋半元以十二角換
大洋一元、廣東及雲南四川双角洋以三角換大洋一元。無論繳
納田賦正雜各稅及一切稅捐、從佈告之日起、限於本年十二月
三十一日止、均准照價折算繳納。：對於上項各種劣幣、限於
二十四年一月一日起、一律禁止行使、仍以糧稅券、及地方券、
川大洋及人頭洋繳納一切稅款。即由本部改鑄合法銀幣、盡量流
通、使各地間之匯兌平衡、幣制得以統一、庶金融有整頓之望
(禁止行使劣幣軍部佈告自明年起实行)『新蜀報』一九三四年
九月一日。

(26) 「榮昌幣制劃一價格」『重慶商務日報』一九三四年一〇月二五
日。「隆昌最要貨幣情形」『鍵為市面近況』『四川月報』五十四、
同五、一九三四年。

(27) 復以毫洋販運大批紙幣入境、因此各地金融奇緊、市面十元・
五元紙幣充斥、因紙幣過多、銅元亦被藏匿、交易困難(資內
隆永各県金融風潮平息)『四川月報』六一二、一九三五年。

(28) 宜賓は中國銀行經濟研究室編『民國二十五年全國銀行年鑑』

一四章、N二九頁、鍵為・樂山は「各県發行輔幣券近況（七則）」『四川月刊』六一、一九三五年の2と3参照。

(29) 注(5) 参照。

(30) 「輔幣券限九底收回」十月一日起自貢改用國幣為本位」「隆昌改用大洋」「重慶商務日報」一九三五年九月二十五日、同月三〇日、一九三六年一月三〇日。

(31) 「財部電覆渝中分行川洋准十足換法幣」「行營佈告嚴禁奸商歧視中鈔」『新蜀報』一九三五年一月六日、一月二日。「各地金融簡訊」『四川月刊』七一五、一九三五年。「丹陵県府佈告嚴禁歧視法幣」『重慶商務日報』一九三五年二月二日。

(32) 「法幣卅萬元」「在川南各県取得硬幣十餘萬」『新蜀報』一九三五年一月六日、一九三六年二月九日。「瀘県掉換法幣數目」『四川月刊』八一、一九三六年。

(33) 「自井劃帳洋水已完全取消」『新蜀報』一九三六年三月一六日。

(34) 「限期掉換二角券」同前一九三五年一月三〇日。「各県法幣流通情形」一月來川省各県輔幣恐慌一瞥『四川月刊』八一、八一五、一九三六年。

(35) 川省原有硬幣約五千萬元、現在中央銀行已收進者約三分之一、其餘三分之二半在流通半為儲藏。一方面法幣流通僅四千餘萬、又多驟集滄客萬各巨埠、極感不敷週轉全省之苦、兼以一元法幣太少、鄉間掉換困難、遂使硬幣既為領鈔所必需、更為法幣找零所必不可少、硬幣之價值自然增高、法幣之推行益感困難（中國第二歷史檔案館編『中華民國檔案資料匯編五輯一編 財政經濟』）

(4) 江蘇古籍出版社、一九九四年、二八六頁。
(36) 「各県法幣流通情形」「富順中壩法幣價格低落」「資陽嚴禁掛號」『四川月刊』八一三、八一四、九一一、一九三六年。「瀘県通信」『新蜀報』一九三六年四月三〇日。「各地金融市況 成都

四月份」『中央銀行月報』五一六、一九三六年。

(37) 四川は製塩業者が官倉に塩を納入し販運商は塩稅前払で引きとり販売していた。塩政は、一九二三年、塩稅担保の二五〇〇万^トの袁世凱の善後借款にともない塩稅管理の塩務稽核總所と塩務管理の塩務局に分かれ、四川では稽核分所と塩運使署がおかれた。三五年當時、塩務稽核分所は自貢、四川塩運使署は重慶にあつたが、三七年、四川塩務管理局へ統合される。（『自貢市塩業志』四川人民出版社、一九九五、三〇五、三五頁）。

(38) 「自井輔幣過少交易困難」「運大批輔幣券來川」「法幣兌換期滿川省仍可繼續收兌」「一元及輔幣券即運川應用」『新蜀報』一九三六年四月一六日、二四日、三〇日、五月一日。

(39) 「金融要聞 一元券及輔幣券六百萬抵渝」『四川經濟月刊』五一六、一九三六年。

(40) 「一月來川省各県輔幣恐慌一瞥」「行營嚴令禁止錢價操縱」『四川月刊』八一五、同六、一九三六年、「一月來各地金融概況 瀘県八月份」『四川經濟月刊』六一四、一九三六年。

(41) 「二十五年四川金融之回顧 肆 金融市場之動態 2 樂山」同前七一三、一九三七年。「一月來各地商業金融概況 自流井七月份」『同宜賓八月份』同前六一一、六一四、「各市県金融近況 內江七月份情形」『四川月刊』九一三、一九三六年。

(42) 「法幣足敷周轉財部禁川省發輔幣券」『重慶商務日報』一九三六年五月二七日。

(43) 「一月來各地商業金融概況 宜賓八月份」『四川經濟月刊』六一四、一九三六年。

(44) 「川塩稽核所令各岸設銷商推銷引塩」『重慶商務日報』一九三六年八月二日。「嘉屬塩業之現狀及其改良之途徑」『四川經濟月刊』六一五、一九三六年。

(45) 「重慶經濟調查」三三三～三四頁。「自井塩備登記不多」『四川

月報』九一四、一九三六年。

(46) 「八閩塩備問題迄未解決」『四川經濟月刊』六一五、一九三六年。

(47) 「一月來各地商業金融概況自流井八月份」『同十月份』、『四川經濟月刊』六一四、同六、「自井九月份」『同樂山』六一五、

「瀘県金融枯窘」『四川月報』九一四、一九三六年。

(48) 「自井九月底収交恢復劃帳制」『新蜀報』一九三六年一〇月四日。自貢は資本金五千元以下を小錢莊、以上を大錢莊と呼ぶ（「自流井之金融業」『四川月報』七一、一九三五年）。

(49) 「自井八閩塩備尚未成交」『新蜀報』一九三六年一〇月一九日。

(50) 「自井金融趨和緩」『重慶商務日報』一九三六年一〇月二日。

(51) 「自井本比難関」『自井商會』「推銷積塩」『新蜀報』同年一〇月二七、三〇、三二日。

(52) 「宜賓金融近訊」『各市県金融近況 内江』、『四川月報』九一四、同五、「一月來各地金融概況 樂山九月份」『同十月份』、『四川經濟月刊』六一五、同六、一九三六年。

(53) 「各市県金融近況 瀘県」『同 富順』、『四川月報』九一五、一九三六年。

(54) 劉航琛「一年來之四川財政」『四川經濟月刊』七一・二、一九三七年。

(55) 「川國省聯合預算七月來收支概況」『四川月報』一〇一二、一九三七年。

(56) 「一月來各地商業金融概況自流井八月份」『同樂山』、『四川經濟月刊』六一四、一九三六年。

(57) 「川塩商將恢復認商制」『新蜀報』一九三六年一二月一日。「川塩業界請緩行新塩法」『四川經濟月刊』六一六、一九三六年。「新塩法緩期三年実行」同七一・二、一九三七年。

(58) 「八閩塩備問題解決」同六一六、一九三六年。運商が振り出し中國・中央の駐井弁事処が責を負ったので銀行引受手形と解釈

した。

(59) 「稽核所長昨四行負責人商定川塩押匯弁法」『新蜀報』一九三六年一月二七日。

(60) 「塩務稽核所与中国等行訂定塩備押匯担保合約」『四川月報』一〇一二、一九三七年。二二日は「自井塩備押匯款額變更爲二百萬元」『新蜀報』一九三七年一月二三日による。

(61) 「二底井塩繳稅一五九餉」『四川經濟月刊』七一四、一九三七年。

(62) 「富榮邊計岸正副稅期票貼現」『新蜀報』一九三七年一月二〇日。

(63) 「繆運使昨抵渝即飛京陳商救濟產銷弁法」同前一九三六年一月二二日。「運署在王家沱建設大塩庫」『四川經濟月刊』七一三期、一九三七年。

(64) 「川塩管理局向中行接洽塩業借款」『新蜀報』一九三七年一月二二日。

(65) 「自流井金融近況」『自井銀風平和』、『四川月報』一〇一三、同五、一九三七年。

(66) 「内江銀風堅峭」『内江銀風疲滯』、『四川月報』一〇一一、同四、一九三七年。

(67) 「一月來各地金融商品情報樂山」『宜賓』、『四川經濟月刊』七一四、一九三七年。注41。

(68) 劃帳洋収交方式、幾餘除而未絶、流弊甚多。……本比……塩備収交、務以現鈔及滙票交割、不得仍以劃片照交、因此市面収交臨比遂趨現鈔収付、小錢舖亦失其洋水生意、行莊放款、復因渝地銀風轉緊、調渝驟增、放額銳減、月息行情仍未下二分、雖市場金融突形緊縮、每期塩備能繼續交現、此間劃帳洋或即根本除絶（「自井劃帳洋収交方式可望根本革除」『新蜀報』一九三七年三月三日）。

(69) 「自井新組塩号三十家」『四川經濟月刊』七一五・六、一九三七年。「自井場商塩備抵押借款昨比弁理手續」『新蜀報』一九三七年

年七月一七日。

(70) 「川塩局限下月内運塩五百徹赴鄂」『新蜀報』一九三七年一月一六日。

(71) 岡崎清宜「幣制改革と中国信用機構」『名古屋大学東洋史研究報告』二九、二〇〇五。

(72) 重慶国民政府期のインフレーションと信用機構の崩壊については、岡崎清宜『四川經濟季刊』と重慶国民政府の財政金融政策』『年報近代史研究』一〇、二〇一八を参照。

(おかげさき きよのぶ 愛知県立大学非常勤講師)